

平成二十八年三月臨時教育委員会會議録

鳴門市教育委員会 三月臨時教育委員会は三月十八日召集告示

三月二十五日八時三十分 市分庁舎教育委員会會議室で開会 同日九時十八分閉会した

一、出席者

教育長 安田教育長

委員 寺田委員 巽委員 加藤委員 小松委員

事務局職員 天満教育総務課長 西條教育総務課副課長

その他職員 竹下学校教育課長 三栖生涯学習人権課長 小野木体育振興室長 高田図書館長

一、傍聴者 なし

一、會議は 教育長が議事を進行した

一、議事の内容は次のとおりである

一、議案第十二号 平成二十七年度末 鳴門市教育委員会事務局の人事異動内示（案）について

一、議案第十三号 鳴門市立幼稚園管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則について

て

一、議案第十四号 鳴門市スポーツ推進委員の委嘱について

一、議案第十五号 鳴門市子どもの読書活動推進計画の策定について

一、議案第十六号 鳴門市学校医の解嘱及び委嘱について

一、議案第十七号 鳴門市公民館運営審議会委員の委嘱について

一、教育長は 八時三十分 三月臨時教育委員会の開会を宣した

一、教育長は会議録の朗読を事務局に求めた

西條教育総務課副課長は 三月定例教育委員会の会議録を朗読した

一、教育長は会議録の承認について諮り 全委員異議なく承認した

一、教育長は 議案第十二号 平成二十七年度末 鳴門市教育委員会事務局の人事異動内示（案）  
については 教育委員会事務局職員の人事異動に関する議案であることから 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第十四条第七項ただし書の規定により 会議を非公開にしたい旨 提案し 全委員異議なく承認した

一、教育長は 議案第十二号 平成二十七年度末 鳴門市教育委員会事務局の人事異動内示（案）  
について 事務局に説明を求めた

天満教育総務課長は 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十一条第三号の規程に  
より 教育委員会の職員の任免その他の人事に関することは 教育委員会の職務権限とされて  
いることから 本件について 承認を得たい旨 説明した

一、教育長は 議案第十二号について諮り 協議の結果 全委員異議なく承認した

一、教育長は 議案第十三号 鳴門市立幼稚園管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則  
について 事務局に説明を求めた

天満教育総務課長は 本件管理職手当の削減措置について 平成二十八年度も 平成二十七年度と同削減率で 実施するため規則を改正したい旨 説明した

安田教育長は 削減措置の期間を 年度末までとする理由について 質問した

天満教育総務課長は 本件削減措置は 毎年度見直されていることから 期間を年度末までとする旨 説明した

一、教育長は 議案第十三号について諮り 協議の結果 全委員異議なく承認した

一、教育長は 議案第十四号 鳴門市スポーツ推進委員の委嘱について 事務局に説明を求めた

小野木体育振興室長は 鳴門市スポーツ推進委員に関する規則に基づく 本件委員について二年の任期を迎えるため 新任六名 再任十九名の委員を委嘱したい旨 説明した

一、教育長は 議案第十四号について諮り 協議の結果 全委員異議なく承認した

一、教育長は 議案第十五号 鳴門市子どもの読書活動推進計画の策定について 事務局に説明を

求めた

高田図書館長は 本件計画策定にあたり パブリックコメントで寄せられた意見二件について 協議会で協議した結果 意見を反映させた案を作成したため 本件計画として策定したい旨 説明した

寺田委員及び加藤委員は 今回パブリックコメントを反映させた文章について 修正意見を述べた

荒川教育次長は 委員指摘のとおり修正し 本件計画を策定したい旨 説明した

一、教育長は 議案第十五号について諮り 協議の結果 全委員異議なく承認した

一、教育長は 議案第十六号 鳴門市学校医の解嘱及び委嘱について 事務局に説明を求めた

竹下学校教育課長は 学校保健安全法に基づく 学校医が一名辞職したため 後任の学校医を委嘱したい旨 説明した

一、教育長は 議案第十六号について諮り 協議の結果 全委員異議なく承認した

一、教育長は 議案第十七号 鳴門市公民館運営審議会委員の委嘱について 事務局に説明を求めた

三栖生涯学習人権課長は 鳴門市公民館条例に基づく 本件審議会について 委員九名が辞職したため 公民館長から報告のあった九名を 委員に委嘱したい旨 説明した

一、教育長は 議案第十七号について諮り 協議の結果 全委員異議なく承認した

一、教育長は 九時十八分 閉会を宣した

一、その他の事項は次のとおりである

一、教育長は 四月定例教育委員会を 四月七日 十三時三十分から 開催することを確認した